

遅延加算金法が公布された昨年5月1日から本年4月29日（遅延加算金法の施行日の前日）までに時効特例給付を受給された方等への遅延加算金の支給について

昨年5月1日（遅延加算金法の公布日）から本年4月29日（遅延加算金法の施行日の前日）までの間に、時効特例給付を受給された方（経過措置対象者）等に対し、本日、「遅延加算金」が支給されます。

遅延加算金は対象となる方に応じて次のように支給されます。

昨年5月1日（遅延加算金法の公布日）から本年4月29日（遅延加算金法の施行日の前日）までの間に、時効特例給付を受給された方（経過措置対象者）

本日6月15日に遅延加算金が支給されます。遅延加算金についての請求手続は必要ありません。

支給対象者：98.2万件
支給総額：382.6億円

本年4月30日（遅延加算金法の施行日）以降に時効特例給付を受給される方

時効特例給付に併せて遅延加算金が支給されます。遅延加算金についての請求手続は必要ありません。

〔第1回〕5月14日（金）
支給対象者：14.7万件
支給総額：66.6億円

〔第2回〕6月15日（火）
支給対象者：5.0万件
支給総額：33.7億円

昨年4月30日までに時効特例給付を受給された方

請求に基づいて遅延加算金を支給します。本年4月30日から5年以内にご請求ください。

○ 平成22年6月15日定期支払いにおける遅延加算金の支給概要
（※上記の「黄色の部分」と「青色の部分」の合計）

- ・ 支給対象件数 103.2万件
- ・ 遅延加算金支給総額 416.3億円
- ・ 1件当たり平均支給額 4.0万円
- ・ 最高支給額 1,542万円